

## 今後の保育制度の姿(案)

(事務局の整理による考え方の比較表)

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

# 1 保育の必要性等の判断

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1) 基本的仕組	<p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育の必要性・量</li> <li>② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度</li> <li>③ 受入先保育所の決定</li> </ul> <p>を一体として判断。</p> <p>※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量</u>について、独立した判断はなされず</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の必要性・量の判断が独立してなされないため、需要が明確にならない。</li> <li>● 保育の実施義務の例外ともあいまって、十分なサービス量の拡充が進まない。</li> </ul> </div>	<p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育の必要性・量</li> <li>② 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうか</li> </ul> <p>を判断。</p> <p>※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。</p> <p>※ 保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<p>○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下にバウチャー額を決定。</p> <p>○ 利用確保されにくい者には、バウチャー額を上乗せ。</p> <p>◇ 保育所が保育の必要性・量について確認する方法も考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の保育の利用の可否・量・質等は、事業者の設定する価格の支払いの可否により決まるため、所得による階層化が避けがたい。</li> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、バウチャー額の上乗せでは、確実な利用確保が図られないおそれ。</li> <li>◆ 保育所が確認する方法の場合、確実な確認が難しく、財政膨張のおそれ。</li> </ul> </div>
(2) 判断基準の設定	<p>○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。</p> <p>○ その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に</u>(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<p>○ <u>すべての子育て家庭を対象。</u> (既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。</li> <li>● 一方、十分なバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	

# 1 保育の必要性等の判断 (続き)

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(3) 判断基準の内容 (給付対象範囲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。</li> <li>・昼間の保育を基本としつつ、<u>早朝・夜間</u>など時間帯にかかわらず必要量を判断。</li> <li>・求職者に対しても必要性を認める。</li> </ul> </li> <li>○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。</li> <li>○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める。</li> <li>○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間(例：フルタイム勤務者と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討。</li> <li>※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、不定期勤務者について、フルタイム利用と受け皿を別とすることは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討。</li> <li>※ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障。</li> <li>※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討。</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>すべての子育て家庭を対象とする。</u>(既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャーで配分。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。</li> <li>● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	
(4) 給付上限量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度を維持。 (11時間の開所時間内における8時間の利用を基本。11時間の開所時間を超える利用(延長保育)については、実施の有無・保育料の設定ともに、各市町村又は保育所の判断による。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該市町村又は保育所の設定する開所時間(例:7時~18時)に利用時間帯が合致するか否かで、利用できる量や保育料が決まり、不公平な側面(早朝・夜間にまたがった利用者等)。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ごとに、給付上限量(時間)を、例えば週当たり2~3区分程度で判断。</li> <li>○ 働き方の見直しと同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。</li> <li>※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下にバウチャー額を決定。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記と同様。</li> </ul> </div>

# 1 保育の必要性等の判断（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(5)優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み	<p>○ 優先的に利用確保されるべき子ども（母子家庭・虐待事例等）については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、優先度を判断。</p> <p>○ 市町村が、入所保育所を決定。</p> <div data-bbox="405 560 987 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、選択権が十分保障されない場合があり得る。</li> </ul> </div> <p>○ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースについては、市町村が保育の利用申込みの勧奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施。                      （こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要。）</p> <p>※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなることはないよう、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。</p>	<p>○ 保育所に、応諾義務（正当な理由なく利用を拒んではならない）を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、受入れを行う優先受入義務を課す。</p> <div data-bbox="1003 592 1570 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急的に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。</li> </ul> </div>	<p>○ 保育の必要性が高い子どもについては、バウチャー額を上乗せ。</p> <div data-bbox="1608 539 2145 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、確実な受入れが担保されず、選択権も保障されない。</li> <li>● 保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースの解決が困難。</li> </ul> </div>
(6)「欠ける」という用語の見直し	<p>○ 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。</p>		

## 2 保育の提供の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1)利用保障の 基本的仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障)</li> <li>○ 現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。</li> <li>※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村の判断に委ねる仕組みを維持する以上、より厳格な運用を求めても、厳しい市町村財政の中、自ずと限界がある。(長期にわたり、市町村の努力が続けられてきた結果として、待機児童の解消に至らない現状)</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与。</li> <li>○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乘せなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。</li> <li>● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。</li> </ul> </div>
(2)利用方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村-利用者、市町村-保育所との間に契約関係があり、利用者と保育所の間には契約関係なし) 【現行制度維持】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者と保育所が協働して機動的により良い保育を目指していく関係になりにくい(保育所においてニーズに即応した対応がしづらいという声もある。)</li> <li>● 今後の需要動向が個別の保育所に伝わりにくいなど、供給増が適切になされにくい。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村-利用者、市町村-保育所との関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。【新たな三者関係】</li> <li>※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組みについてさらに検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者と直接契約。【市場原理の直接契約】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の必要性が高い子どもの利用が確保されないおそれ</li> <li>● 需要が供給を上回る地域において、利用者の申込みや、事業者の募集・選考における混乱が生じるおそれ</li> </ul> </div>
(3) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮	(現行制度を維持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の一定の関与(利用調整等)や、第三者によるコーディネートの仕組みについて、さらに検討。</li> </ul>	

### 3 参入の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1)参入の基本的 仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】</li> <li>○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。</li> </ul> <div data-bbox="394 555 954 850" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な保育量の拡充が図られず、女性の労働市場参加が進まないことにより、我が国の社会経済が縮小均衡に陥り、ひいては社会保障全体の持続可能性にかかわる。</li> <li>● 税源委譲・地方分権の強い流れの中で、国庫負担割合の大幅な引き上げは非現実的。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】</li> </ul> <div data-bbox="999 499 1559 608" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】</li> </ul> <div data-bbox="1615 475 2141 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良質な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>
(2) NPO法人 等に対する 施設整備補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度を維持。 (施設整備費補助は、解散時に財産を国庫返納することとなっている社会福祉法人に限定すべき。)</li> </ul> <div data-bbox="394 1034 954 1174" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初期投資費用が回収できないため、多様な主体の参入が図られず、必要な保育量の拡充が進まない。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乗せを検討。</li> <li>○ 集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。</li> </ul> <div data-bbox="999 1054 1559 1163" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた供給が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者が、自由に設定する利用料において、施設整備費用も回収。</li> </ul> <div data-bbox="1615 991 2141 1131" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者の設定する価格の支払いの可否により決まるため、所得による階層化が避けがたい。</li> </ul> </div>
(3)運営費の 使途制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度を維持。 (保育所運営費の当該保育所以外の充当を制限する現行の仕組みを維持。)</li> </ul> <div data-bbox="394 1353 954 1493" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営実績を有する法人による新規の保育所開設が行いにくく、必要な保育量の拡充が進まない。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他制度の例も参考に見直し。</li> <li>※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討。</li> </ul> <div data-bbox="999 1353 1559 1549" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討。</li> <li>● 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 株式配当等を含め、自由。</li> </ul> <div data-bbox="1615 1294 2141 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不適切な水準の株式配当等が行われるおそれ。</li> </ul> </div>

### 3 参入の仕組み（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(4)多様な提供主体の参入や、量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることがないように措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討。</li> <li>○ また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争（市場において選択されない事業者の撤退）により、質の確保を図る。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市場を通じた淘汰には時間を必要とし、悪質な事業者によるサービス提供を受けた子どもの不利益は撤回が困難。</li> </ul> </div>

#### 4 最低基準、5 費用設定、6 給付方式

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
4 最低基準	○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                         【想定される課題】                         <ul style="list-style-type: none"> <li>● ただちに基準を満たすことが困難な認可外保育施設の質の引き上げ</li> <li>● 給付対象となるサービスのみでは需要を満たし得ない地域における公平性の確保</li> </ul> </div>		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                         【想定される課題】                         <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良質な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>
5 費用設定	○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格(公費による補助額+利用者負担額)を公定。【公定価格】  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                         【想定される課題】                         <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討。</li> </ul> </div>		○ 事業者が自由に価格を設定。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                         【想定される課題】                         <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の利用の可否・量・質等は、支払い能力により決まるため、所得によるサービスの階層化が避け難い。</li> <li>● 需要が供給を上回る地域における価格の高騰が避けられず、価格により需給が調整される結果として、女性の労働市場参加が十分進まない。</li> <li>● 低所得層の負担軽減が十分でない。</li> </ul> </div>
6 給付方法 (補助方式)	○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。)  ○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い(代理受領)。利用量(必要量)に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。  ○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また事業者への影響に配慮した方策(市町村の関与等)をさらに検討。		○ 市町村が利用者へバウチャーを支給(直接補助)。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者支払い。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">                         【想定される課題】                         <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上欄に同じ。</li> <li>● 保育料未納の場合に、子どもの保育が確保されない可能性。</li> </ul> </div>



## 7 認可保育所の質の向上

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
最低基準のあり方	○ 地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべき。		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。
保育の質の具体的向上	○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、財源確保と併せさらに検討。 ※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要。 ※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要。 ○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保と併せさらに検討。 ※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討。 ※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討。	○ 競争(市場において選択されない事業者の撤退)により、質の確保を図る。	【想定される課題】 ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 ○ 競争(市場において選択されない事業者の撤退)により、質の確保を図る。 【想定される課題】 ● 市場を通じた淘汰には時間を必要とし、悪質な事業者によるサービス提供を受けた子どもの不利益は撤回が困難。 ● コスト削減を目的に、従事者の処遇が悪化し、結果として子どもの不利益になるおそれ。
保育の質に関する継続的な検証の仕組みの構築	○ 保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。		

## 8 認可外保育施設の質の引上げ

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
認可外保育施設の質の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。</li> <li>○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政支援なしに指導強化のみで質の引上げを図るのは困難と考えられる。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援（最低基準到達支援）が必要。</li> <li>※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討。</li> <li>※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図る仕組みを含め、認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等をさらに検討。</li> <li>※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定期間経過後も移行できない施設をどうするかさらに検討。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、都道府県の指導監督の強化とともに、地域内のすべての保育従事者を対象とした研修の実施や、地域内の認可保育所や子育て支援に関わる者とのネットワーク形成など、市町村と連携した取組をさらに検討。</li> </ul>		
小規模サービス類型の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財源確保と併せてさらに検討。</li> </ul> </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>
早朝・夜間保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財源確保と併せてさらに検討。</li> </ul> </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>

## 9 地域の保育機能の維持・向上

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
小規模サービス類型の創設	○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設することにより、人口減少地域における生活圏域での保育機能の維持を図る。(※必要な基準等については、さらに検討。)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         【想定される課題】                          ● 財源確保と併せてさらに検討。                     </div>	○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         【想定される課題】                          ● 保育基盤が維持されないおそれ。                     </div>	○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         【想定される課題】                          ● 保育基盤が維持されないおそれ。                     </div>
多機能型の支援	○ 人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての役割を果たすことを支援する。(※必要な基準等については、さらに検討。)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         【想定される課題】                          ● 財源確保と併せてさらに検討。                     </div>	○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         【想定される課題】                          ● 保育基盤が維持されないおそれ。                     </div>	○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         【想定される課題】                          ● 保育基盤が維持されないおそれ。                     </div>
人口減少地域における保育機能のあり方	○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。		—

# 10 多様な保育サービス

	<p>現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)</p>	<p>新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p>市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式</p>
<p>休日保育 夜間保育</p>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>現行制度を維持。(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障)</p> <p>ただし、現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。</p> <p>○ 認可保育所の中での実施の要否を市町村の判断に委ねた上で、必要な増し経費を奨励的に補助する仕組み。実施保育所数は抑制可(認可に裁量性。また補助対象も裁量的判断。)</p> <div data-bbox="421 1109 943 1193" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 量の拡充が十分に進まない。</li> </ul> </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与(保育の給付義務)</p> <p>市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任を課す。</p> <p>○ 曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、受給権が付与される仕組み。(裁量性のない指定制。)</p> <p>※ 利用者が限られ、需要が分散していることにかんがみ、市町村による計画的な基盤整備の仕組みをさらに検討。</p> <p>※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討。</p> <p>※ 夜間保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div data-bbox="1003 1125 1547 1273" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。(市町村にバウチャーの給付義務)</p> <p>○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。</p> <div data-bbox="1608 986 2130 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。</li> <li>● 一方、十分な額のバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。</li> </ul> </div>

10 多様な保育サービス（続き）

	現行制度維持 （「運用改善＋財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等＋財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
延長保育 特定保育	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。	○ 基本的枠組みは休日・夜間保育と同じ。 （就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされる。） ○ 延長保育については、利用者ごとに、給付上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 ※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討。	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
小規模なサービス類型の創設	○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）	○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入。 ○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。 ※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。 ※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
病児・病後児 保育	—	○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入。 ○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。 ※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。 ※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。	○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。

【想定される課題】

- 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。

【想定される課題】

- これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。

【想定される課題】

- バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。
- 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。

## 11 情報公表・評価の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
情報公表・評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討</li>   <li>○ 第三者評価については、質の向上を図るための重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討。</li> </ul>		

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

## 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・抛出の組み合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。

## 社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取り組むべき課題」について検討。)

### 《検討経過》

- 3/14(第4回)ーこれまでの議論の紹介とフリーディスカッション
- 3/21(第5回)ー現物サービスの現状と課題/サービス利用者・提供者のヒアリング
- 4/9(第6回)ー現金給付の現状と課題/費用負担の現状と課題
- 4/21(第7回)ー第4回～第6回を踏まえた議論
- 5/9(第8回)・5/19(第9回)ー次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた基本的考え方

- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた基本的考え方をとりまとめ。  
(※平成20年3月までは、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において同時に示された「先行して取り組むべき課題」についての議論を実施。)
- その後も、税制改革の動向を踏まえつつ、速やかに検討を進める(9月5日より議論を再開)。

### (社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

岩 淵 勝 好	東北福祉大学教授	庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授	杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
内 海 裕 美	吉村小児科院長	野 呂 昭 彦	三重県知事
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授	福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授	宮 島 香 澄	日本テレビ報道局記者
清 原 慶 子	三鷹市長	山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授	山 本 文 男	福岡県添田町長
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授	吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役
篠 原 淳 子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局長		

(五十音順 敬称略)

## 少子化対策特別部会の経過

## 保育事業者検討会の経過

- 第10回 9月5日(金) 15:00~17:00
  - ・最近の動きの報告
  - ・ヒアリング(全国私立保育園連盟、全国保育協議会、日本保育協会)
- 第11回 9月18日(木) 17:00~19:00
  - ・次世代育成支援施策の全体像の確認、「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項の確認
  - ・ヒアリング(横浜市・保育園を考える親の会 普光院亜紀氏・全国学童保育連絡協議会 真田祐氏)
- 第12回 9月30日(火) 17:00~19:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて①
  - (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式等について①)
- 第13回 10月6日(月) 17:00~19:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて②
  - (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式等について②、事業者参入について①、保育サービスの質の向上について①)
- 第14回 10月14日(火) 17:00~19:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて③
  - (事業者参入について②、認可外保育施設について①)
  - ・ヒアリング(東京都)
- 第15回 10月22日(水) 15:00~17:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて④
  - (認可外保育施設について②、保育サービスの質の向上について②)
  - ・ヒアリング(東京大学名誉教授 小林登氏、新宿せいが保育園園長 藤森平司氏)
- 第16回 10月29日(水) 15:00~17:00
  - ・放課後児童クラブについて①
  - ・すべての子育て家庭に対する支援について
  - ・ヒアリング(バオバブ保育園ちいさな家園長 遠山洋一氏、特定非営利活動法人びーのびーの事務局長 原美紀氏)
- 第17回 11月11日(火) 17:00~19:00
  - ・放課後児童クラブについて②
  - ・地域の保育機能の維持・向上について
  - ・情報公表、第三者評価等について
  - ・これまでの議論の項目と保育サービス全体について①
- 第18回 11月21日(金) 10:00~12:00
  - ・これまでの議論の項目と保育サービス全体について②
  - ・経済的支援について①
  - ・社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について①
- 第19回 12月3日(水) 15:00~17:00
  - ・経済的支援について②
  - ・社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について②
  - ・これまでの議論の整理
- 第20回 12月9日(火) 17:00~19:00
  - ・社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)(議論のたたき台)について
- 第21回 12月16日(火) 15:00~17:00
  - ・社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)について

- 第1回 9月29日(月) 17:00~19:00
  - ・最近の動きの報告
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第2回 10月21日(火) 17:00~19:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて
  - (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式について、事業者参入について)
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第3回 10月27日(月) 13:00~15:00
  - ・保育サービスの質の向上について
  - ・認可外保育施設について
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第4回 11月17日(月) 13:00~15:00
  - ・すべての子育て家庭に対する支援について
  - ・地域の保育機能の維持・向上について
  - ・情報公表、第三者評価等について
  - ・保育サービス全般について
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第5回 12月3日(水) 17:30~19:30
  - ・保育サービス全般について
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第6回 12月10日(水) 15:00~17:00
  - ・保育サービス全般について
  - ・少子化対策特別部会の議論について



次世代育成支援のための新たな制度体系の設計  
に関する保育事業者検討会  
開催要綱

1 目的

現在、地方自治体関係者や労使関係者などからなる社会保障審議会少子化対策特別部会において、『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』等に基づき、国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計について、税制改革の動向を踏まえつつ検討が進められているところであり、本年5月に「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」がとりまとめられたところである。

「経済財政改革の基本方針 2008」等において、「保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す」こととされており、今後、これに基づき、少子化対策特別部会においてさらに議論を進めることとしているが、この議論に資するため、雇用均等・児童家庭局長が、保育事業者等の参集を求め、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関して議論を行うため、本検討会を開催することとする。

2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。

3 検討事項

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する検討等

4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上、定める。

(別紙)

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計  
に関する保育事業者検討会 名簿

伊東 安男	全国保育協議会副会長・建昌保育園園長
岩渕 勝好	東北福祉大学教授
岡 健	大妻女子大学家政学部准教授
木原 克美	全国私立保育園連盟常務理事・御池保育所園長
坂崎 隆浩	日本保育協会保育問題検討委員会委員長・野木保育園 理事長
佐久間貴子	株式会社ベネッセスタイルケア チャイルドケア事業部長
庄司 洋子	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事・たんぽぽ保育園園長
永野 繁登	日本保育協会理事・玉川保育園園長
西田 泰明	全国保育協議会副会長・わかば保育園園長
西村 重稀	仁愛女子短期大学教授
宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
棕野 美智子	大分大学教授
山口 洋	株式会社 JP ホールディングス代表取締役

(五十音順 敬称略)